

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請	(循環型社会推進課)	一
○肥料の登録	(みやぎ米推進課)	一
○肥料の登録の失効	(同)	二
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	二
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	三
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	四
○公有水面埋立ての免許出願	(水産業基盤整備課)	五
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	六
○一般国道三百九十八号雄勝2号事件裁決手続開始決定		六

告 示

○宮城県告示第五百三十一号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和二年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 前田道路株式会社
2 所在地 東京都品川区大崎一丁目十一番三号
3 代表者の氏名 武川 秀也
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県亶理郡亶理町逢隈小山字西山十五番一、十五番二十
- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
木くず又はがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号の二）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- 申請年月日
令和二年五月七日
- 縦覧場所等
1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）
2 縦覧期間 令和二年六月十六日から令和二年七月十五日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
3 意見書の提出期限等
1 提出期限 令和二年七月三十日
2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）
- 宮城県告示第五百三十二号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和二年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	令和二年 三月二十六日	登録番号 (宮城県)	第六二二二号	肥料の種類	副産動物質肥料	肥料の名称	ミズホ液肥4号	保証成分量(%)		窒素全量	六・五	りん酸全量		加里全量		アルカリ分		その他の規格		生産業者の氏名	株式会社ミズホ	生産業者の住所	愛知県名古屋市長和区山花町六四番地の一	有効期限	令和五年 三月二十五日 令和二年 四月七日失効
令和二年 五月十三日			第六一四号	副産動物質肥料	ミズホ液肥5号		六・〇													株式会社ミズホ	愛知県名古屋市長和区山花町六四番地の一	令和五年 五月十二日			

○宮城県告示第五百三十三号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	令和二年 四月七日	登録番号 (宮城県)	第六一三三号	肥料の種類	副産動物質肥料	肥料の名称	ミズホ液肥4号	保証成分量(%)		窒素全量	六・五	りん酸全量		加里全量		アルカリ分		その他の規格		生産業者の氏名	株式会社ミズホ	生産業者の住所	愛知県名古屋市長和区山花町六四番地の一
-------	--------------	---------------	--------	-------	---------	-------	---------	----------	--	------	-----	-------	--	------	--	-------	--	--------	--	---------	---------	---------	---------------------

○宮城県告示第五百三十四号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和元年十二月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査	指摘事項	
副産石灰肥料	南星産業株式会社	かきから副産石灰	主成分―A L		立入年月日 令和元年 十二月四日
副産石灰肥料	シーシーエフジャパン有限公司	かきから副産石灰	主成分―A L		立入年月日 令和元年 十二月四日
副産石灰肥料	シーシーエフジャパン有限公司	かきから副産石灰	主成分―A L		立入年月日 令和元年 十二月四日

(注) 一 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
 二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値と比較した結果である。
 三 主成分の略号は、次のとおりである。
 TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、AL：アルカリ分

○宮城県告示第五百三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和二年六月十六日

令和元年九月～十二月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果								備考	
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCaO(%)	C/N	水分(%)		その他検査
堆肥	株式会社ウエルファーム イズ	発酵けいふん	三・五六	三・八五	三・四〇		五四七		八・四	二七・〇		令和元年九月五日
堆肥	柴田市郎	牛堆肥	〇・七五	〇・七八	二・〇〇				一六・〇	六三・一		令和元年九月五日
堆肥	高橋更一郎	堆肥	〇・八四	〇・六六	一・〇四				二〇・四	五三・四		令和元年九月十二日
堆肥	有限会社根元ファーム	牛ふんたい肥	一・二三	〇・九八	一・五五				一八・九	四一・〇		令和元年九月十二日
堆肥	新みやぎ農業協同組合	郷の有機	一・四二	二・〇九	二・六三				一九・〇	三三・二		令和元年九月十二日
堆肥	株式会社布田牧場	ザ・ベース	〇・八〇	一・八五	四・二二				二四・八	五〇・二		令和元年九月十七日
発酵米ぬか	バイオバンク株式会社	RB1農薬用	一・九七	七・三二	三・五七				一八・三	二九・七		令和元年九月十七日
堆肥	渡辺勇樹	堆肥	〇・六五	〇・四六	一・五〇				一六・四	六〇・七		令和元年九月十九日

○宮城県告示第五百三十六号

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 T N I窒素全量、T P Iりん酸全量、T K I加里全量、T C u I銅全量、T Z n I亜鉛全量、T C a O I石灰全量、C / N I炭素窒素比、水分I水分含有量
 二 分析値は、T C u、T Z n及びT C a Oについては乾物当たり数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
栗原市	栗原市	栗原市	株式会社サイボク	いしのまき農業協同組合	農事組合法人高清水養豚	一般社団法人蔵王エコネツト	一般社団法人加美町畜産公社	新みやぎ農業協同組合	株式会社シムコ	新誠木材株式会社	株式会社花兄園ファーム	みやぎ登米農業協同組合	
つきだて有機ゆうゆう	かなりりゆうゆう	くりこまゆうゆう	サンライト	C E堆肥	グリーンスーパーいきいき	蔵王の恵みくん炭入り発酵有機肥料	エコ堆くん	牛ふん堆肥	サンソイル・シムコ	グリーンセブン	有機醗酵けいふん	はぐくみ	
一・二七	一・一六	〇・七〇	三・五五	〇・三七	二・四一	一・五二	一・六五	〇・五七	三・四一	〇・六三	二・八四	一・二七	
三・七五	二・五二	三・一一	九・二二	〇・〇九	九・五三	二・八九	一・五六	〇・三二	三・〇八	〇・二二	三・九九	二・七二	
二・〇三	一・九三	一・三七	一・三一	〇・一一	一・八二	四・一九	三・二九	〇・六〇	二・一〇	〇・四七	二・八二	三・五〇	
	二四	六四	二六二		一九四		四三・七		三八五			五七・三	
一四一	一四一	三二一	六八八		六四六	六四五	三四五		九八〇	一八四	四四四	二二一	
							一三・〇				一六・八		
一四・〇	一五・八	一八・一	八・〇	五六・三	一一・〇	一〇・六	一一・八	二五・九	七・九	二四・七	九・〇	一三・一	
四〇・四	三九・八	五三・五	二五・三	四三・三	二二・七	二四・六	二六・九	六四・二	二七・六	六四・六	二二・九	四五・五	
令和元年十二月五日	令和元年十二月五日	令和元年十二月五日	令和元年十二月三日	令和元年十二月三日	令和元年十一月二十八日	令和元年十一月二十五日	令和元年十一月二十一日	令和元年十一月二十日	令和元年十一月十九日	令和元年十一月十九日	令和元年十月二十三日	令和元年九月二十五日	

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和二年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
上富	区画整理事業	令和二年三月三十日

○宮城県告示第五百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和二年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

令和二年五月二十九日

二 出願人の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種指ヶ浜漁港区域内

牡鹿郡女川町指ヶ浜字大畑一、二、一〇、一一三、一一四、一一五、二及び三
一地点並びに大畑六七一一、六七一二及び道下七一に隣接した公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点を結ぶ昭和四十二年の春分の満潮位
(DL+1・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 牡鹿郡女川町指ヶ浜字道下七一地内に設置した三級基準点（北緯三八度二八分一
四・六〇五七秒、東経一四一度二九分五・二三七四秒）から五三度二六分二九秒、
二六・七六メートルの地点

二六・七六メートルの地点

口の地点 イの地点から 三三九度四九分一七秒 九・一一メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 二〇度〇〇分四七秒 一九・三三メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 二九〇度二八分三八秒 四三・七〇メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 一九度〇八分一四秒 四・九六メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から 一九度〇八分一四秒 五・六五メートルの地点

トの地点 ヘの地点から 一〇八度一〇分二五秒 五・二〇メートルの地点

チの地点 トの地点から 一一五度二六分四二秒 三五・三五メートルの地点

リの地点 チの地点から 一一六度二四分一五秒 一〇・五〇メートルの地点

ヌの地点 リの地点から 二〇〇度一二分三〇秒 一・五四メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から 一九九度三七分四三秒 一一・八二メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から 一二六度二一分五九秒 九・五八メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から 一二六度二二分二七秒 三・三三メートルの地点

(二) 面積

七二六・七八平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種指ヶ浜漁港区域内

牡鹿郡女川町指ヶ浜字大畑二、六七一一、六七一二及び道下七一地内並びに大畑一、二、一
一〇、一一三、一一四、一一五、三一一及び道下七〇地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域
Aの地点 牡鹿郡女川町指ヶ浜字道下七一地内に設置した三級基準点（北緯三八度二八分一
四・六〇五七秒、東経一四一度二九分五・二三七四秒）から二〇六度一三分二七秒、
九・五七メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 三三九度四九分一七秒 二六・五八メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 二九〇度二八分三八秒 二九・六二メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 一九度〇八分一四秒 四・四五メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 一一五度四分〇一秒 六九・〇四メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 一九三度四一分一九秒 三〇・六五メートルの地点

(三) 面積

二、五〇一・六二平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途
漁港施設用地

五 縦覧期間

令和二年六月十六日から令和二年七月六日まで

○宮城県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

三 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

四 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第23号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年6月16日

宮城県収用委員会

一 起業者の名称

宮城県

二 事業の種類

一般国道398号改築工事（雄勝道路・宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑地内から同市雄勝町雄勝字寺地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑

地番	地		地積 (㎡)	実測	収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	使用
	公簿	現況				
57番	山林	山林 雑種地	33,461	33,492.93	14,337.83	48.93 47.99 8.99 36.94 9.02 11.58 34.90 18.96

4 土地所有者の氏名及び住所

黎瀬 隆夫

宮城県仙台市宮城野区宮千代3丁目9番地の19

ただし、登記記録上の住所 桃生郡雄勝町大字雄勝字上雄勝65番地の2

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和2年6月5日